

問Ⅱ - 4 - 3 (理事の任期)

現行定款上、理事の任期が3年となっている法人で移行直前に再任された理事は、就任後3年間理事であり続けることはできますか。

答

1 できません。

特例民法法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは旧制度の任期が適用されます(補足)(整備法第48条第2項)ので、現行定款上理事の任期が3年となっている法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは3年の任期になります。しかし、特例民法法人が認定又は認可を受けて移行の登記をした後は、理事の任期は一般社団・財団法人法の任期の規定に従うこととなります。

具体例は、以下のようになります。

2 まず、一般社団・財団法人法の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会(定時評議員会)の終結の時までとされています(一般社団・財団法人法第66条)。

そのため、例えば、4月1日から3月末までを事業年度(会計年度)としている法人で、定時総会を毎年6月末に行っている法人の場合の理事の法定の任期は、平成21年6月末の定時総会で理事を選任した理事の任期は平成23年6月末の定時総会までの2年間となりますが、平成21年3月中旬に行った臨時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成22年6月末の定時総会までの1年3か月余となり、平成21年4月中旬に行った臨時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成23年6月末までの2年3か月余となります。

ですから、この法人が、例えば、平成21年6月末の定時総会で理事を選任し、その直ぐ後の平成21年7月末に認定を受けて移行の登記をした場合には、その理事の任期は、一般社団・財団法人法の任期の規定に従い、平成23年6月末の定時総会の終結の時までとなります(平成24年6月末までの3年間の任期とはなりません)。

(補足)

新制度の理事会を設置した特例民法法人が理事を選任した場合には、その理事の任期は新制度の任期の規定に従うこととなります。そのため、その場合には、定款で理事の任期を3年としても任期は短縮されます。

(考え方)

新制度において、理事の任期は定款又は社員総会の決議によって短縮することができます(一般社団・財団法人法第66条(第177条において準用する場合を含む))が、伸ばすことはできません。そのため、移行後は理事の任期を3年に伸ばすことはできず、移行直

前に任期が3年として選任された理事についても、移行の登記後は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までが任期となります。

一般社団・財団法人法第66条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

整備法第48条 （略）

2 特例民法法人の理事（理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。）の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。